

磐梯町地場産品基準第3号に係る付加価値割合の算定方法

(地場産品基準)

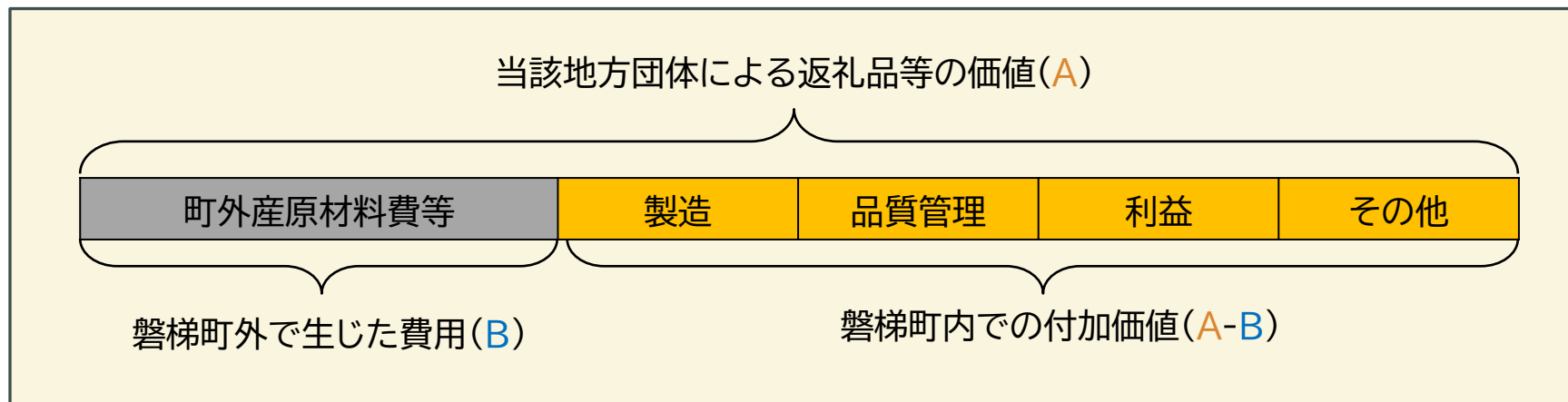
三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値(注:50%超)が生じているものであること。

【磐梯町外産の原材料を仕入れている場合】

算出方法 磐梯町内での付加価値(A-B)÷返礼品の価値(A) = 付加価値(%)

算式の符号 A:当該地方団体による返礼品等の価値

B:当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用



➤ 例えば・

返礼品の価値(A):100万円

磐梯町外で生じた費用(B):20万円

磐梯町内での付加価値(100万円-20万円)÷返礼品の価値(100万円)は、付加価値割合80%となる。

区域内において生じた付加価値の割合:80% ※ 割合(%)は、町HP上で一覧で公表